⑸　農林水産省から派遣された⑵の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
⑹　都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
⑺　農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。
⑻　農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3　報道機関への公表等

⑴　農林水産省は、第４の規定により患畜又は疑似患畜と判定したときには、報道機関に公表する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、病性の判定前に公表する。
⑵　⑴の規定による公表は、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
⑶　⑴の規定による公表に当たっては、人・車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
⑷　防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
⑸　報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
①　プライバシーの保護に十分配慮すること。
②　発生農場には近づかないなど、感染拡大防止及び防疫作業の支障にならないようにすること。

4　防疫措置に必要な人員の確保

⑴　都道府県は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。
⑵　当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第６　発生農場における防疫措置

1　と殺（法第16条）

⑴　家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
⑵　発生農場への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
⑶　患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として病性の判定後24時間以内にと殺を完了する。
⑷　臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。
⑸　畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
①　外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
②　家畜が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
⑹　と殺は、作業者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。特に、豚のと殺については、電殺や炭酸ガスによると殺など効率的な方法で行う。
　また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行う。
⑺　抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で口蹄疫が発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、動物衛生課と都道府県畜産主務課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。この場合、農林水産省は、と殺が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。
⑻　感染経路の究明のため、と殺時に発症している家畜の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
⑼　都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

2　死体の処理（法第21条）

⑴　患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後72時間以内に、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。
⑵　農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
①　当該死体を十分に消毒する。
②　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
③　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
④　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
⑤　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
⑥　死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。
⑦　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
⑶　埋却による処理が困難な場合には、焼却又化製処理を行う（患畜の死体は、化製処理は行わず、焼却する。）。また、当該死体の移動に当たっては、⑵の措置を講ずる。
⑷　焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。
①　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
②　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
③　焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。
④　焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

3　汚染物品の処理（法第23条）

⑴　発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。
①　生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
②　排せつ物
③　敷料
④　飼料
⑤　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
⑵　やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
①　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
②　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
③　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
④　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
⑤　移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
⑦　移動経過を記録する。